

令和8年度 取手市立宮和田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう（条例第2条1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもつ、いじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校教職員、児童・保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる。そのことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要である。全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある資質と心を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、

関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

取手市では、「取手市の新しい学校教育3つの取組」を実践している。

- 1 全員担任制（中学校）・チーム指導（小学校）：多面的・多角的な児童生徒理解
- 2 教育相談部会：教育相談主任を配置し、チームで子どもたちの相談・支援を行う
- 3 2学期制：教員が子供一人一人と向き合う時間を増やし、信頼関係を築く

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆未然防止のための学校の取組

① いじめ問題に取り組むための組織（平常時）



② 学年・学級経営の充実

児童一人一人や集団が育つ学年・学級経営に取り組む、認め合い、励まし合う支持的風土づくりを実践する。チーム指導にて、多くの教師の多面的・多角的な視点から、児童理解の充実を図る。また、QUや学校生活アンケート結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学年・学級経営に努める。さらに、子供たちの意見を大切

にした教師の関わりを行い、子供たちの自己実現につなげる。（「こども基本法」を生かす）

③ 道徳教育の充実

いじめは、他人を思いやる気持ちや人権意識の欠如から発生するものである。道徳教育を通して、人間としての「心づかい」や「やさしさ」等に触れれば自分自身の生活や行動を省み、道徳的心情が高まり、いじめの抑制につながる。

道徳の授業では、道徳の全体計画に基づきながら、児童が普段の生活や行動と照らし合わせて考えられるように、道徳教育の充実を図る。また、人権意識を高められるように道徳や特別活動等でのカリキュラムマネジメントを図ると共に、**実施教材を工夫し、道徳的活動の機会を取り入れる。**

③ 「わかる・できる」授業づくりの充実

ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業実践を行い、児童が授業に参加し、自ら学習課題に取り組んでいける工夫を行う。また、落ち着いて授業に取り組める教室環境づくりに努める。さらに、ICTを活用して「個別最適化な学び」の実現を目指すとともに、ペアやグループなど多様な学習形態を取り入れた「協働的な学び」にも取り組む。さらに、成功体験を積み重ね、自己肯定感・自己有用感を育む。

④ 個別最適化な学びと協働的な学びの実践

今後、子供たちに必要とされる考え方や力を養うために、個別最適化な学びと協働的な学びを実践する。特に、協働的な学びの中では、相手を意識した発言を意識させるなど、仲間との肯定的なコミュニケーション能力を身に付けさせ、よりよい合意形成ができるようにする。

⑤ 社会体験、自然体験、福祉交流体験の充実

豊かな体験活動を設定し、**様々な立場や年齢の人とふれ合う機会**を設定することで、人との関わり方を考えたり、見直したりできるようにする。6年間を見通し、**意図的・系統的な計画を設定することで、効果的な活動が実施されるようにする。**

⑥ 児童主体の活動の充実

学校行事・委員会活動の充実を図る。各種活動に児童が主体的に関われるような実施計画を立案し、児童の自己肯定感や自己有用感が高まるような活動を行う。また、一致団結できる学校行事の企画・運営を子供たちが主体となって行う。

⑦ 相談体制の整備(教育相談部会、教育相談機会の設定)

子供と親の相談員やSCが積極的に各教室に入り、授業中や休み時間に児童とふれ合う時間をもてるようにする。普段から相談しやすい雰囲気づくりに努める。学級担任も、普段の関わりや学校生活アンケートの結果などから、いじめに限らず児童と面談を積極的に行い、普段から相談しやすい雰囲気づくりに努める。さらに、教育相談部会を月に2回実施し、子供たちのよりよい生活環境を生み出す。

⑧ インターネットを通じて行われるいじめ防止への啓発活動

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、**各家庭でルールを決めた利用の徹底を依頼**する。さらに、学校生活アンケートや教育相談の機会を活用して子供から情報を収集し、実態把握に努める。また、発達段階の応じた情報モラル教育とインターネット関連事故防止の指導を行う。

⑨ 感染症予防対策に伴ういじめ防止への取組

人権教育の視点に立って、マスク着用の有無や感染の有無に対して、子供同士の関わり方について、ガイダンス機能を充実させるとともに子供たちの活動を見守る。新型コロナウイルスが2類から5類に移行したが、これまで身に付けてきた自己管理能力高めるなかで、他者を気遣う心を継続的に育成する。

⑩ 家庭及び地域とのよりよい連携

教育相談機会を設けたり、個人面談を行ったり、地域の見守りボランティアの方々と情報交換をしたりしながら、子供たちの様子を把握することに努める。また、コミュニティースクールの学校運営協議会や学校評議員会においても、情報交換を行う。

さらに、学校での取組を学校だよりや学校ホームページを通じて紹介する。

⑪ 発達支持的生徒指導の取り組み

令和8年度 取手市立宮和田小学校 いじめ防止等に係る「発達支持的生徒指導」年間活動計画

学校行事	学校としての取組	児童主体の活動		
		児童会活動	委員会活動	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1学期始業式 ◆ 入学式 ◆ 地区児童会 ◆ 全国学テ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学級開き、宮小のきまりの確認 ◆ 生活アンケート ◆ 校内研修 		<ul style="list-style-type: none"> ● 年間活動計画の作成 (児童主体の常時活動)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難訓練 ◆ 水泳学習 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 配慮を要する児童の把握 ◆ 教育相談部会 ◆ 生活アンケート ◆ 校内研修 ◆ 子どもと親の相談員来校 	<ul style="list-style-type: none"> ● クラブ活動 ● 1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動 (環境整備委員会)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2年生校外学習 ◆ 3年生校外学習 ◆ 情報モラル教育 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育相談部会 ◆ 生活アンケート ◆ あいさつ運動 ◆ S C 来校 ◆ 校内研修 ◆ 子どもと親の相談員来校 	<ul style="list-style-type: none"> ● あいさつ運動 ● クラブ活動 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 芸大交流事業 ◆ 授業終了 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育相談部会 ◆ 生活アンケート ◆ 構成的グループエンカウターの実施 ◆ 保護者面談 ◆ いじめ調査まとめ(市提出) ◆ S C 来校 ◆ 校内研修 ◆ 子どもと親の相談員来校 ◆ 学警連携協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ● あいさつ運動 ● クラブ活動 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職員研修 ◆ 校内研修 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 授業開始日 ◆ 芸大交流事業 ◆ 4年生校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育相談部会 ◆ 生活アンケート ◆ 夏季休業中の児童の生活に関する調査・報告 ◆ 宮小のきまりの再確認 ◆ あいさつ運動 ◆ S C 来校 ◆ 子どもと親の相談員来校 	<ul style="list-style-type: none"> ● クラブ活動 	

10月	<ul style="list-style-type: none"> 1年生校外学習 芸術鑑賞 学校公開日 運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育相談部会 ◆生活アンケート ◆あいさつ運動 ◆SC来校 ◆校内研修 ◆子どもと親の相談員来校 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 ●クラブ活動 ●運動会 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 5年生宿泊学習 6年生修学旅行 ふれあいまつり 情報モラル教室 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育相談部会 ◆生活アンケート ◆あいさつ運動 ◆SC来校 ◆校内研修 ◆子どもと親の相談員来校 	<ul style="list-style-type: none"> ●藤南中学区 小中連携あいさつ運動 ●クラブ活動 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 授業終了 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育相談部会 ◆生活アンケート ◆いじめ調査まとめ（市提出） ◆保護者面談 ◆SC来校 ◆校内研修 ◆子どもと親の相談員来校 	<ul style="list-style-type: none"> ●クラブ活動 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> 授業開始 県学力診断のためのテスト 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育相談部会 ◆生活アンケート ◆SC来校 ◆校内研修 ◆子どもと親の相談員来校 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 ●クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●ポップ（本の紹介）作り（図書委員会＋3年生）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 新入生保護者説明会 学年末PTA 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育相談部会 ◆生活アンケート ◆あいさつ運動 ◆SC来校 ◆校内研修 ◆子どもと親の相談員来校 	<ul style="list-style-type: none"> ●6年生を送る会の企画 	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツチャレンジ大縄とび（体育委員会）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会 地区児童会 卒業式 修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育相談部会 ◆生活アンケート ◆SC来校 ◆校内研修 ◆子どもと親の相談員来校 	<ul style="list-style-type: none"> ●6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツチャレンジ大縄とび（体育委員会）

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知すること

が必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

① 教師と児童の普段のかかわり

休み時間や昼休み等の自由な時間を過ごす機会を捉え、児童の様子に目を配る。児童がいるところには教職員がいることを意識し、児童との活動機会を増やすよう努力することは、いじめの未然防止と発見にも効果がある。

② 学校生活アンケートの実施

毎月月末に1回のアンケートを実施することを基本とし、実態に応じて随時実施する必要もある。いじめられている児童については、その場で記入することが難しい状況であることも予想されるので、記名、無記名、持ち帰り等の配慮も必要である。

③ 教育相談体制の充実

学校生活アンケートの結果から必要に応じ、学級担任による教育相談を行う。また、子どもと親の相談員やスクールカウンセラーによる相談を設定し、教育相談の充実を図る。さらに、道徳や学級活動の時間に「SOSの出し方教育」を行うことで、児童が適切な援助希求行動ができるようにする。

職員の意識の向上を図るために、月2回の教育相談部会での情報共有、校内研修にて生徒指導研修を計画的に行う。

④ 家庭および地域、関係機関等との連携

保護者がいじめに気付いたとき、学校にすぐ連絡し、連携して対応ができるようにするためには、日頃から信頼関係を築くことが大切である。児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について常に情報連携しておくことが大切である。

いじめに関わってしまう児童の背景には、保護者の愛情不足等の家庭環境に端を発する要因も考えられる。教育総合支援センター、子育て支援課、民生委員・児童委員との連携を図り、情報の共有化することで早期発見につなげていく。また、子どもを加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、子どもの健全育成の観点から、警察や児童相談所等との情報共有や相談を行うことの連携体制をつくる。

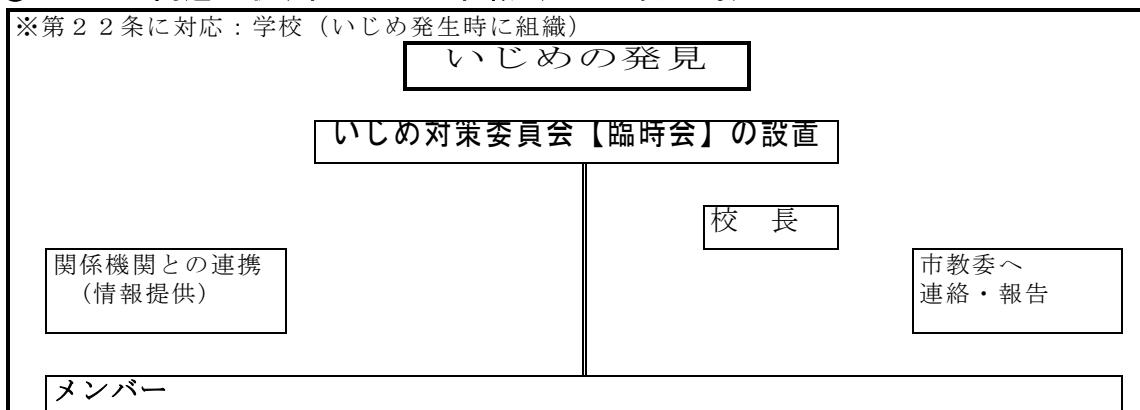
(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

※第22条に対応：学校（いじめ発生時に組織）



校長・教頭・生徒指導主事・教育相談主任・各学年主任・養護教諭・被害、加害児童生徒の学年主任、担任

取組内容

- ☆事実確認調査・情報収集・情報提供・対応の検討
 - ・「誰がどう動くのか」の決定・確認→ 調査班・対応班 等
 - ①発見→②情報収集→③事実確認→④方針決定→⑤対応→⑥解消経過観察
 - ・全職員に周知し、共通理解の共通実践実施
 - ・保護者との連携(情報連携と行動連携)
 - ・関係機関との連携(情報連携と行動連携)

報告・連絡・相談・確認

各担任	各学年	児童・生徒	保護者	地域	関係機関(警察等)
-----	-----	-------	-----	----	-----------

② いじめへの対応

ア いじめられた児童に対し

- ・事実確認と共に、まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感し、心の安定を図る。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ・必ず解決でき、希望がもてること伝える。
- ・自信をもたせる言葉かけをし、自己肯定感を高められるようにする。

イ いじめられた児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに家庭連絡、家庭訪問をし、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について相談する。
- ・保護者のつらい気持ち、不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してもらえるように伝える。

ウ いじめた児童に対して

- ・いじめた状況や気持ちについて十分に聞き、背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

エ いじめた保護者に対して

- ・正確な事実を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

オ 関係機関等との連携

- ・いじめの内容によっては、児童相談所や警察等と連携し対応する。

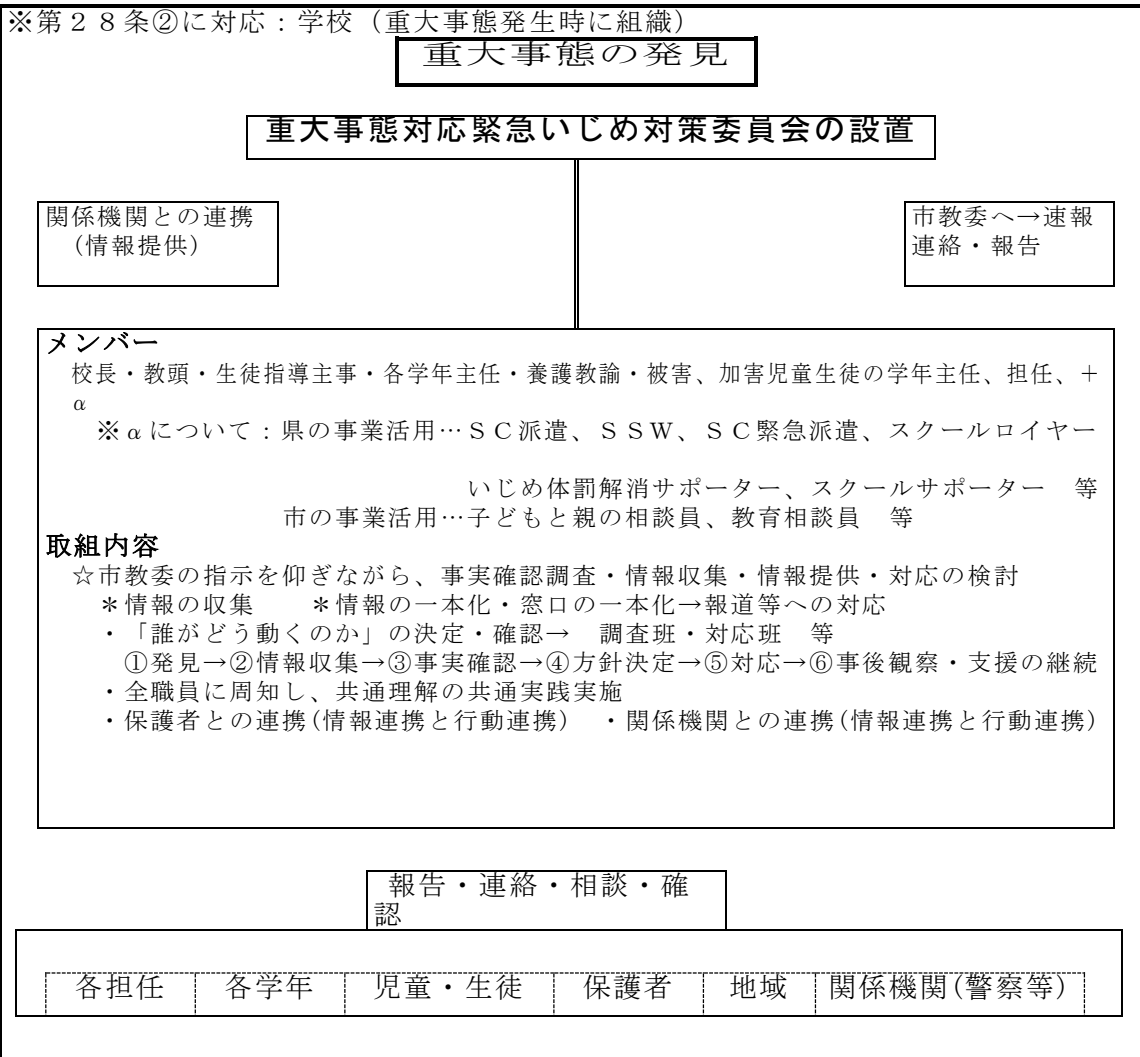
③ 重大事態と判断されるいじめへの対応

(いじめの重大事態の調査ガイドライン(改訂版)、及び第28条にもとづいて)

いじめ防止対策推進法第28条及びいじめの重大事態の調査ガイドラインに基づき、いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を取手市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。



ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った生徒・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じて他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について

(2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- ・ 取手市教育総合支援センター（取手市教育委員会）
方法：電話や来所、家庭訪問等による相談活動
住所：取手市戸頭八丁目10番1号
TEL：0297-63-4755（電話9:00～16:30 面接9:00～16:30）
0297-63-4756（適応指導教室「ひまわりルーム」）

- ・ いじめ対策推進室（取手市教育総合支援センター内）
いじめ相談専用ダイヤル
TEL：0297-63-2537（電話9:00～16:30 訪問9:00～16:30）
メール：soudan2537@city.toride.ed.jp

- ・ 取手市立青少年センター
方法：電話や来所による相談活動
住所：取手市西二丁目35番3号（取手市役所分庁舎の2階）
TEL：0297-72-8080（電話9:00～16:30）
0297-73-6868

- ・ 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）
方法：電話、Eメール、ホームページへの書き込み、面接
TEL：029-823-6770
Eメール：kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp
<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html>
電話・面接 火・木・金 9:00～18:30 月・水 9:00～16:30
Eメール、ホームページへの書き込みは24時間

- ・ 子どもホットライン（茨城県教育委員会）
方法：電話、FAX、Eメール
TEL：029-221-8181 FAX 029-302-2166
Eメール：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kodomo/>
電話、FAX、Eメールともに24時間（12/29～1/3を除く）

- ・ 子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）
方法：電話、面接（要予約）
TEL：0296-78-2333
電話、面接ともに9:00～16:30（土日、祝日、12/29～1/3を除く）

- ・ 生徒指導相談室（茨城県県南教育事務所）
方法：電話、面接
TEL：029-823-6770（県南教育事務所）
電話・面接 火・木・金 9:00～18:30 月・水 9:00～16:30